

旧簡易水道事業等に係る現状と課題

令和2年2月

総務省自治財政局公営企業経営室

目次

- | | | |
|---|----------------------------|--------|
| 1 | 水道事業の概要 | …P. 2 |
| 2 | 上水道事業と簡易水道事業の違い | …P. 5 |
| 3 | 水道事業の課題 | …P. 8 |
| 4 | 簡易水道統合の経緯と現状の財政措置 | …P. 14 |
| 5 | 地方公共団体からの要望について | …P. 23 |
| 6 | 上水道事業(統合上水道含む)と簡易水道事業の経営状況 | …P. 27 |

水道事業の概要

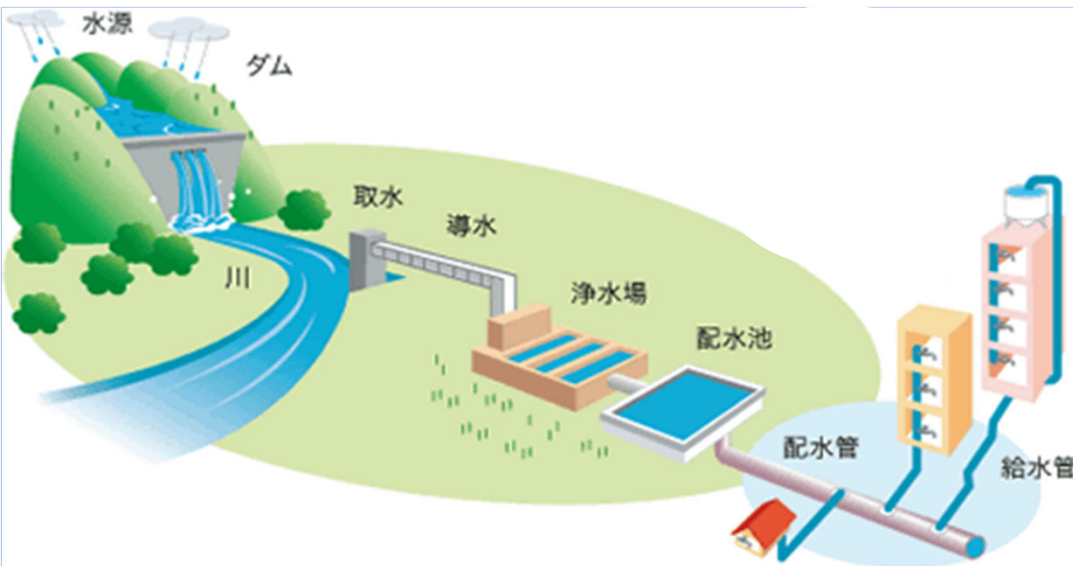
水道事業の概要

水道事業とは

水道事業

(一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、市町村経営が原則)

- ・ **上水道事業** : 給水人口が5,001人以上の事業
(認可事業数※ (公 営) : 1,338事業)
(私 営) : 9事業)
- ・ **簡易水道事業** : 給水人口が101人以上5,000人以下の事業
(認可事業数※ (公 営) : 2,897事業)
(私営等) : 664事業)



(出典) 厚生労働省資料を総務省が一部加工
(※認可事業数は、平成29年度水道統計より)

水道事業の現状

	現在給水人口 (万人)	料金収入 (億円)	料金 回収率 (%) ※1	有収水量 当たり 管路延長 (m/1m ³)
	年間総有収水量 (百万m ³)			
上水道 事業	12,221	23,031	104.2	0.11
	13,264			
簡易 水道 事業	181	356	55.7	0.43
	218			

※1 料金回収率とは、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、計算式は「料金単価/給水原価」。なお、給水原価は、法適用事業は減価償却費で、法非適用事業は地方債償還金により算出。

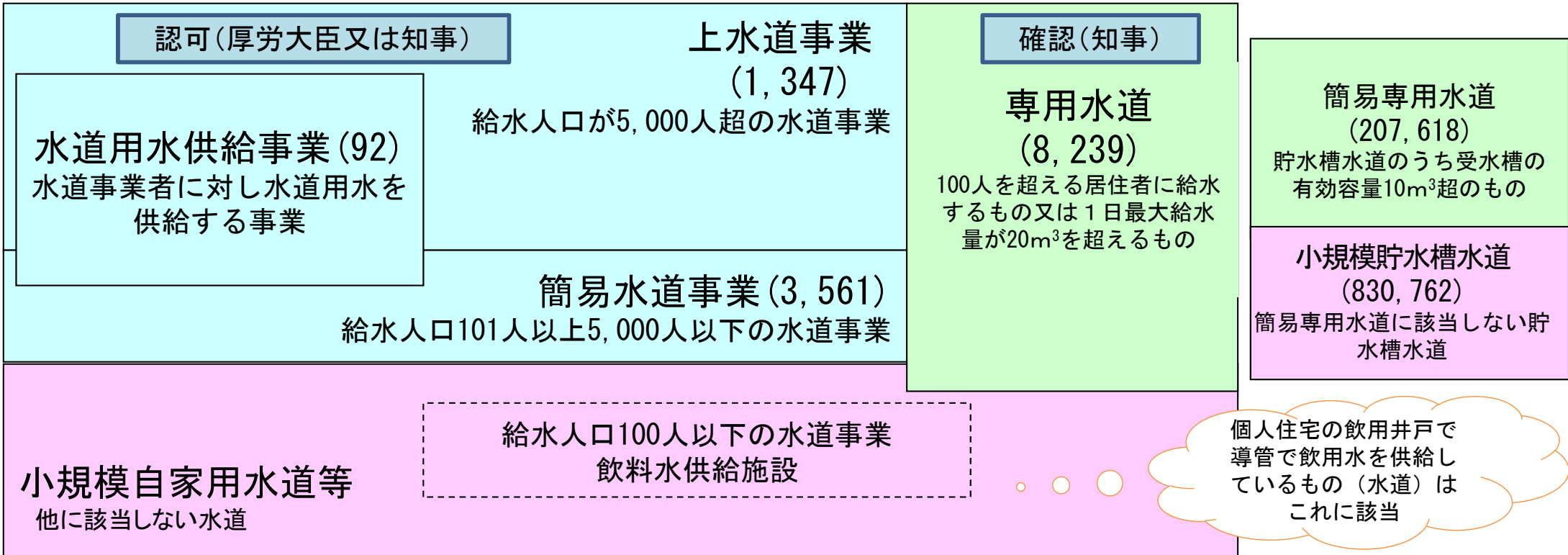
(出典) 平成30年度地方公営企業決算状況調査

水道法における水道

水道事業：一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業

寄宿舍、社宅等の
自家用水道等

貯水槽水道：水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道



() 内は平成29年度末の箇所数

水道法の衛生規制対象

水道法の規制対象外で地方公共団体が必要に応じて衛生対策を定めるもの

飲用井戸等衛生対策要領の実施について(厚生省生活衛生局長通知 昭和62年1月29日)

上水道事業と簡易水道事業の違い

地方財政法と地方公営企業法における適用の違い

法律	項目	水道事業	簡易水道事業
地方財政法	企業債 (第5条)	第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、 地方債をもつてその財源とすることができる。 一 交通事業、ガス事業、 水道事業その他地方公共団体の行う企業 に要する経費の財源とする場合	
	特別会計・独立採算 (第6条)	第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、 特別会計を設けてこれを行い 、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、 当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならない。	
地方公営企業法	財務規定 (第17～35条)	当然適用	任意適用
		<ul style="list-style-type: none"> ・経営成績及び財政状態を明らかにするため、発生主義・複式簿記を採用し、資本取引と損益取引を区分して経理 ・その性質上公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担 等 	※ (第2条③)
地方公営企業法	組織・職員 (第7～16条、第36～39条)	当然適用	※ 政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業に、 地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用することができる。
		<ul style="list-style-type: none"> ・経営のために独自の権限を有する管理者を設置 (事業の規模が小さいものにあつてはその企業の具体的な状況に応じ条例で定めることにより管理者を置かないことができる。) ・企業職員の身分取扱の特例として、労働関係の特例(労働組合の結成等)、職階制、給与(職務給であることに加え、能率給であること等)及び地方公務員法の一部適用除外(人事委員会は、任用に関する部分を除き、原則として関与しない等)が設けられている 	

地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

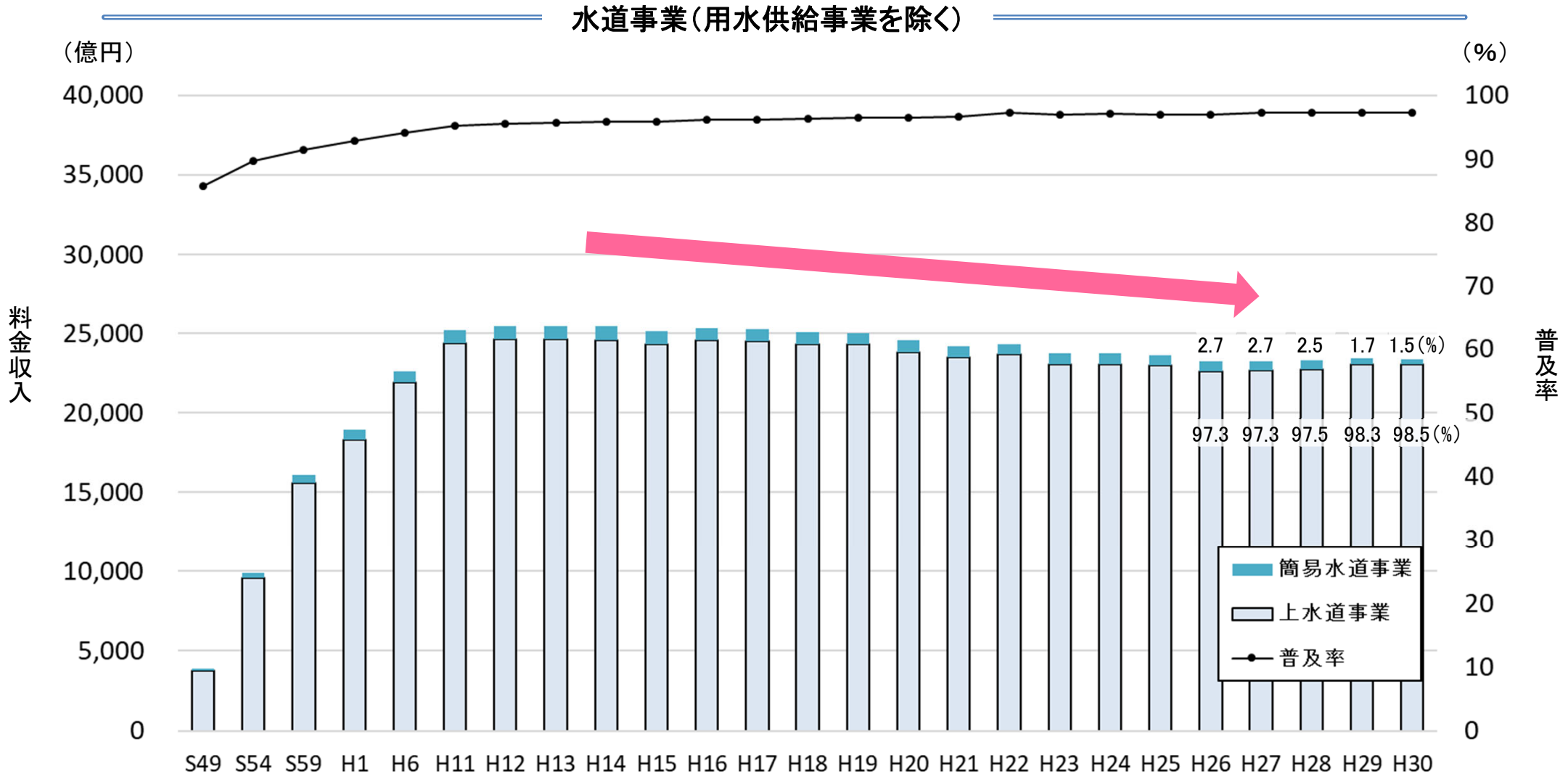
※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

- ◎ 平成27年度～令和元年度までの集中取組期間に、都道府県及び人口3万人以上の市区町村等において、重点事業(下水道事業・簡易水道事業)の財務規定等の適用が大幅に進捗
- ◎ このため、人口3万人未満の市町村等においても、令和5年度までに、重点事業について財務規定等の適用するよう要請。また、重点事業以外についても可能な限り適用を進めるよう要請。

水道事業の課題

水道事業の料金収入の推移【上水、簡水】

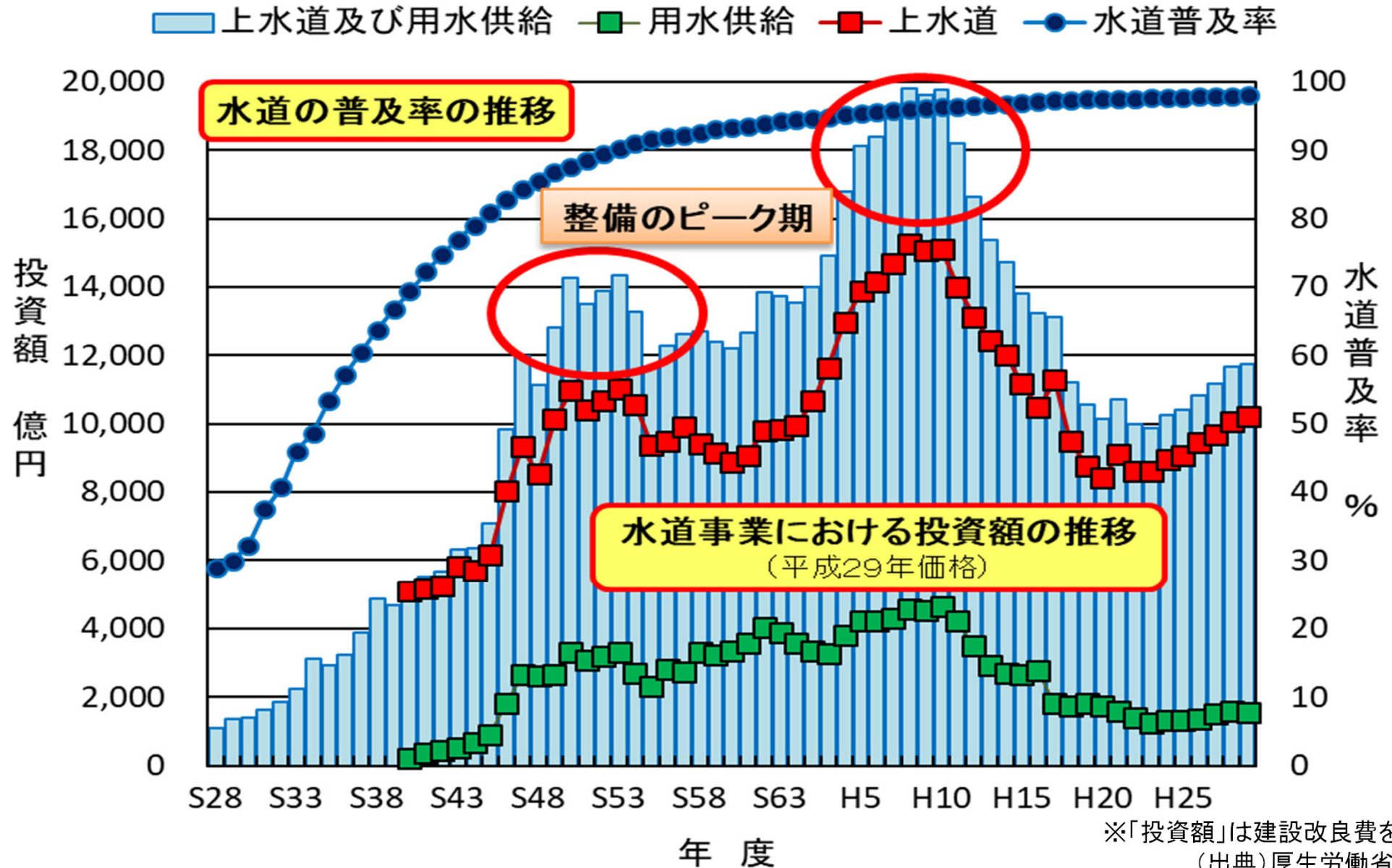
○ 水道事業の料金収入は、人口減少社会の到来、節水型社会への移行や産業構造の変化などにより減少傾向にある。簡易水道の料金収入は、水道事業全体の1.5%。



(出典) 地方公営企業決算状況調査

過去の投資実績【上水、用水】

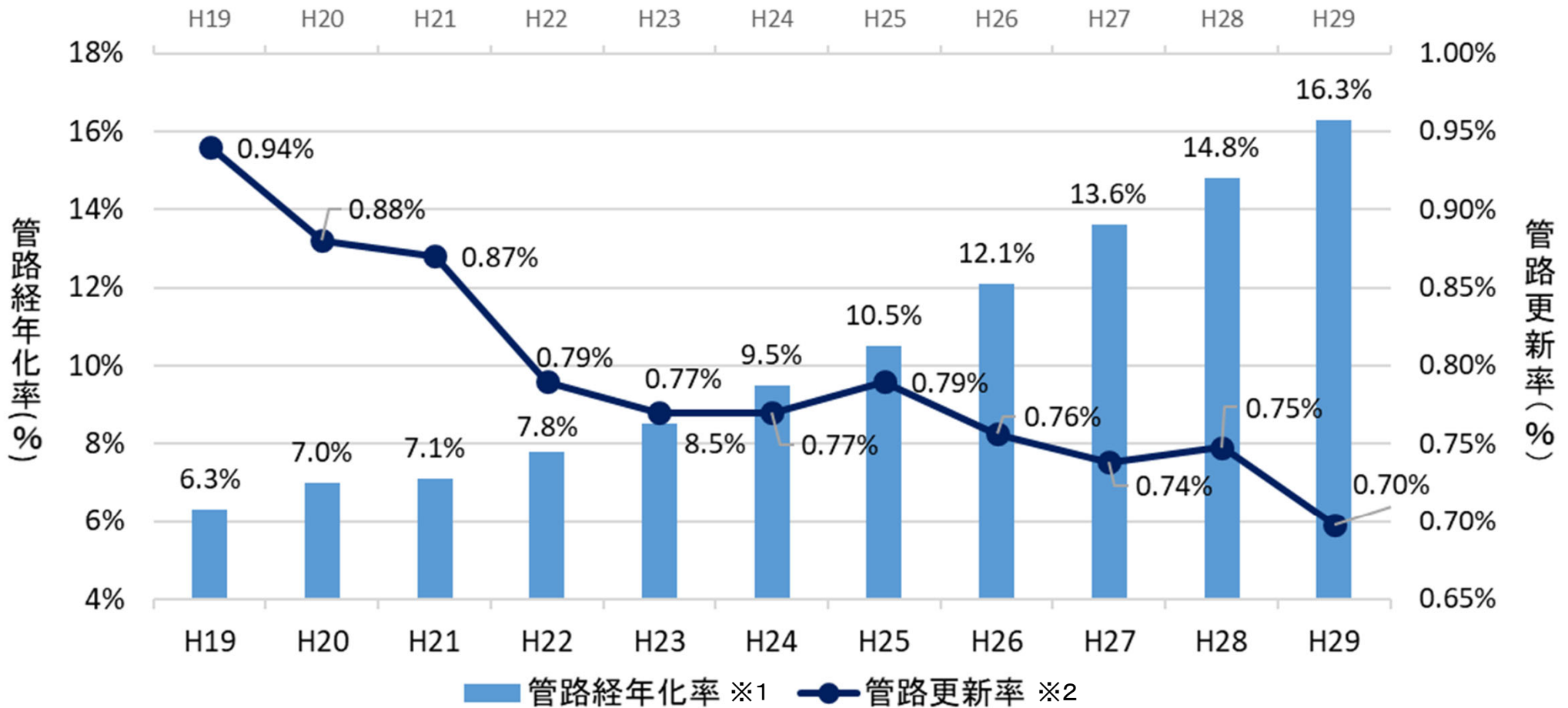
- 水道事業の過去の投資実績を見ると、水道普及のために施設整備が進んだ昭和50年頃のピークから40年以上が経過し、老朽化対策のために更新需要が増大している。



※「投資額」は建設改良費を指す
(出典)厚生労働省資料

管路経年化率・管路更新率の推移【上水】

- 事業用資産の約7割を占める管路については、管路経年化率が年々上昇。
- 一方、管路更新率は低調に推移。

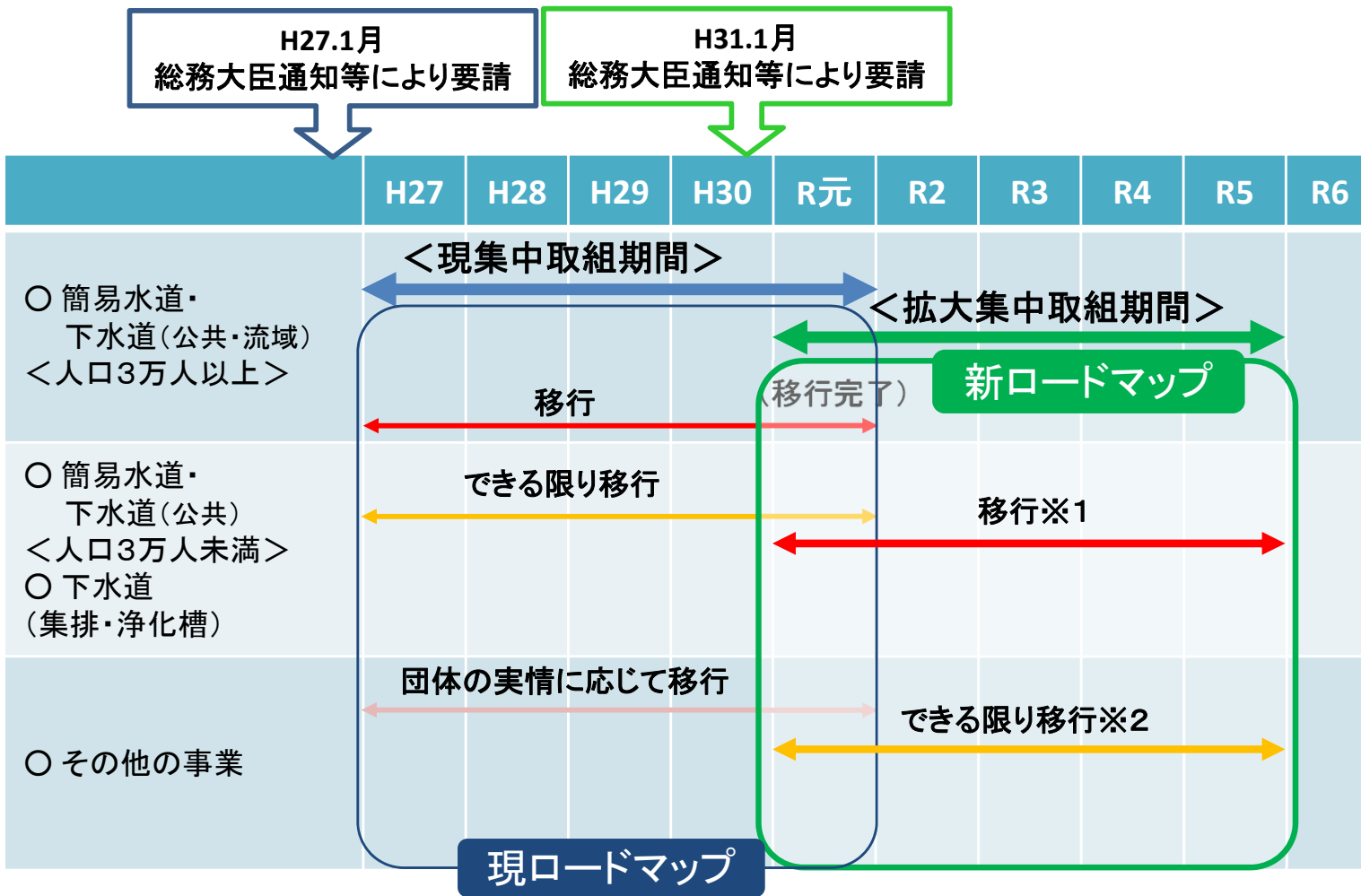


出典：日本水道協会 水道統計

※1 管路経年化率：管路全体に占める法定耐用年数(40年)を超えた管路延長の割合

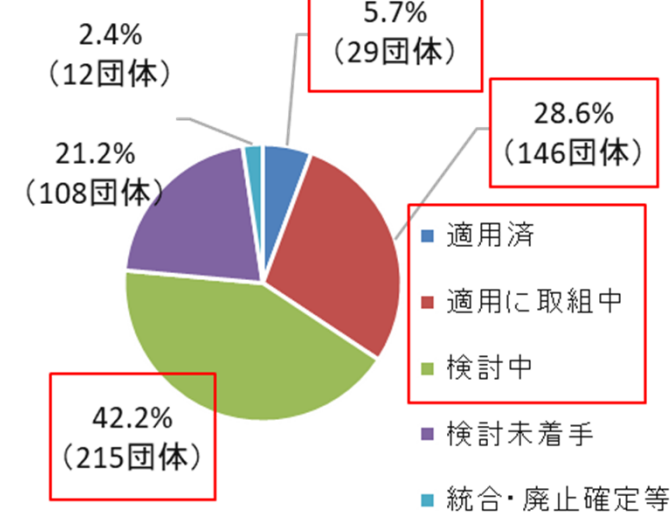
※2 管路更新率：管路全体に占める当該年度に更新した管路延長の割合

簡易水道事業における法適用の状況



H30年度末時点法非適用団体の法適用取組状況 (H31. 4. 1現在)

(全団体 : 510団体)



※ H30年度末時点で法非適用団体(決算状況調査)について、H31. 4. 1時点(公営企業会計適用の取組状況調査)では、「法適用済」及び「法適用に取組中」の団体が175団体で全体の34.3%となっており、「検討中」を含めると、390団体で全体の76.5%となっている。

※1 ただし、すでに廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

※2 公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

簡易水道統合の経緯と現状の財政措置

簡易水道統合の経緯とその効果について

簡易水道統合の経緯

- 平成19年度から平成28年度まで、簡易水道事業の認可の統合（事業統合）を推進
※東日本大震災などの自然災害による整備の遅れなど一定の条件を満たした場合には、令和元年度まで延長
- 具体的には、一定の要件に該当する簡易水道については、令和元年度までに事業統合を行わない場合、国庫補助の対象外とする措置を実施
※一定の要件：同一団体内の他の水道事業と①水道施設が接続、②道路延長で10km未満、③会計が同一、のいずれかを満たす場合
- これにより、事業統合は大きく進展。
(簡易水道認可数 H18:7,630事業 ⇒ H29:3,561事業 (-53.3%)) (出典：日本水道協会 水道統計)

簡易水道統合の効果

- 事業統合のソフト面の効果としては、以下のようなものが考えられる。
 - ・ 上水道事業と簡易水道事業の料金水準の統一
 - ・ 上水道事業と簡易水道事業の維持管理水準の統一（維持管理水準の向上）
 - ・ 会計統合による予算事務の削減
 - ・ 公営企業会計の適用やアセットマネジメントの推進 等
- 一方で、ハード面については、施設の統廃合が考えられるが、地形的な制約等により、効果が発現していない事例も多い。

(参考)簡易水道統合のパターンについて

○簡易水道統合のパターンは、以下の4パターンが考えられる。 (同一自治体内)

【パターン①】



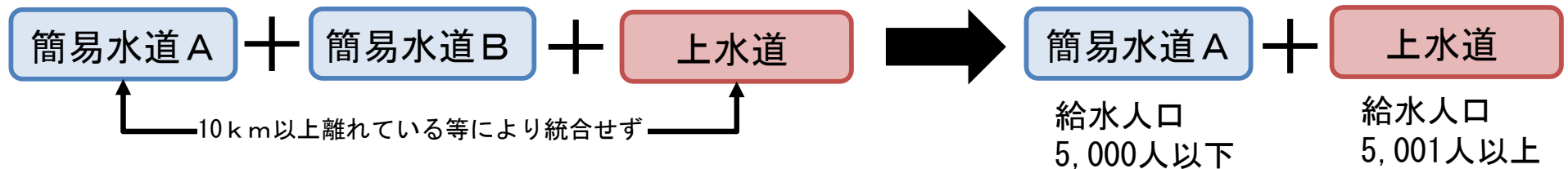
【パターン②】 (簡+簡=上パターン)



【パターン③】 (簡+上=上パターン)



【パターン④】 (簡+上=上 (簡水併存) パターン)

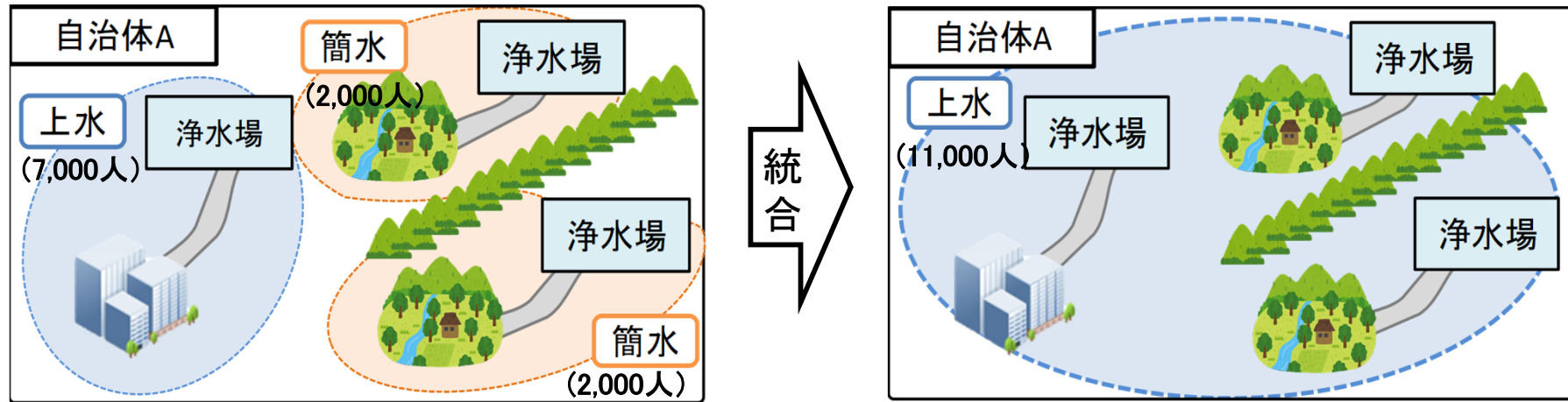


本研究会では、上記の②・③・④のパターンにおける統合後の上水道を「**統合上水道**」と呼称

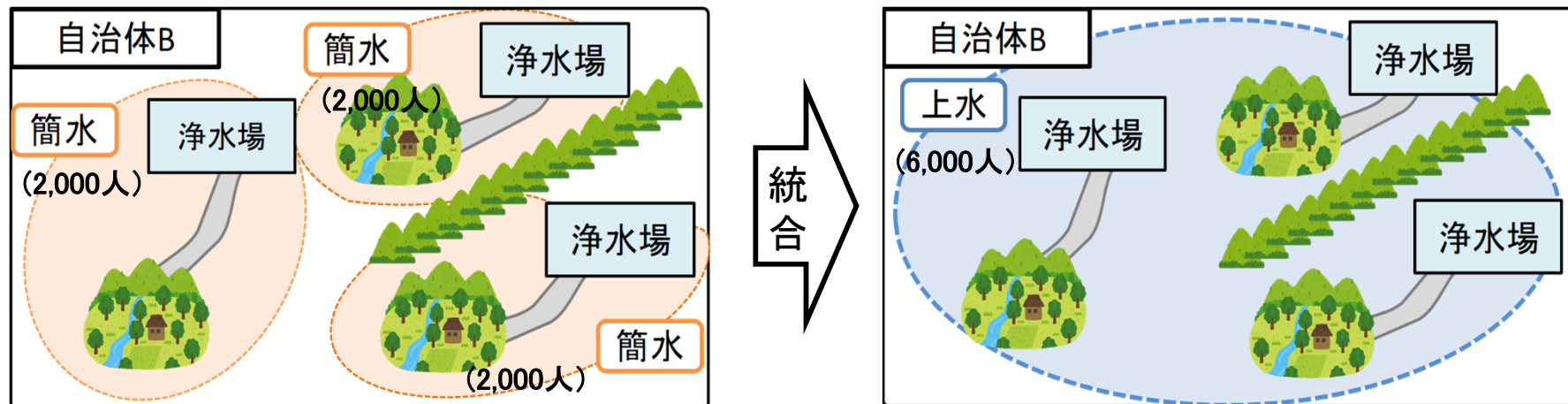
(参考)簡易水道統合のイメージについて

○簡易水道統合のイメージは以下のとおり。

①上水道事業と簡易水道事業が統合した場合（簡+上=上パターン）



②簡易水道事業が統合し上水道事業となった場合（簡+簡=上パターン）



簡易水道の給水人口割合の変化 (H18-H30)

○簡易水道の給水人口割合（簡易水道事業の給水人口／全水道事業の給水人口）は、**3.8%→1.5%に減少**。

○割合の減は、多い順に①**島根県(-21.8)** ②**長崎県(-15.3)** ③**鳥取県(-8.8)** ④**秋田県(-8.7)**

都道府県別の全水道事業の給水人口に占める簡易水道の給水人口の割合の変化 (H18→H30)

番号	都道府県	H18年度末	H30年度末	差引
1	北海道	6.7%	5.5%	-1.2
2	青森県	3.9%	2.2%	-1.7
3	岩手県	10.7%	2.3%	-8.4
4	宮城県	1.7%	0.1%	-1.6
5	秋田県	16.0%	7.3%	-8.7
6	山形県	4.4%	1.7%	-2.6
7	福島県	7.6%	3.1%	-4.5
8	茨城県	1.3%	0.3%	-1.0
9	栃木県	2.0%	0.2%	-1.8
10	群馬県	5.8%	3.3%	-2.4
11	埼玉県	0.2%	0.0%	-0.2
12	千葉県	0.1%	0.1%	0.0
13	東京都	0.1%	0.1%	0.0
14	神奈川県	0.1%	0.1%	0.0
15	新潟県	6.9%	3.5%	-3.4
16	富山県	3.7%	2.1%	-1.6

番号	都道府県	H18年度末	H30年度末	差引
17	石川県	2.0%	1.1%	-0.9
18	福井県	11.3%	6.5%	-4.8
19	山梨県	26.1%	17.9%	-8.1
20	長野県	8.4%	3.5%	-4.9
21	岐阜県	11.4%	3.5%	-7.9
22	静岡県	1.6%	0.7%	-0.9
23	愛知県	0.9%	0.2%	-0.7
24	三重県	4.3%	0.1%	-4.2
25	滋賀県	5.0%	0.0%	-5.0
26	京都府	6.5%	1.5%	-4.9
27	大阪府	0.1%	0.0%	-0.1
28	兵庫県	2.6%	0.2%	-2.4
29	奈良県	3.7%	1.1%	-2.6
30	和歌山県	8.6%	3.8%	-4.8
31	鳥取県	16.1%	7.4%	-8.8
32	島根県	24.3%	2.5%	-21.8

番号	都道府県	H18年度末	H30年度末	差引
33	岡山県	7.2%	4.9%	-2.3
34	広島県	2.7%	0.4%	-2.3
35	山口県	7.5%	1.0%	-6.6
36	徳島県	7.9%	3.7%	-4.2
37	香川県	1.5%	0.3%	-1.2
38	愛媛県	9.9%	3.1%	-6.9
39	高知県	16.1%	13.5%	-2.7
40	福岡県	0.8%	0.4%	-0.4
41	佐賀県	3.7%	0.6%	-3.1
42	長崎県	15.8%	0.4%	-15.3
43	熊本県	10.7%	5.5%	-5.2
44	大分県	11.4%	4.0%	-7.4
45	宮崎県	7.9%	3.2%	-4.7
46	鹿児島県	12.8%	6.1%	-6.7
47	沖縄県	2.7%	1.6%	-1.1
	合計	3.8%	1.5%	-2.3

簡易水道事業統合に係る国庫補助制度について

		平成19年度～令和元年度 (※1)	令和2年度～
簡易水道	一定の要件に該当する簡易水道事業 (※2)	統合していない	補助対象外
		統合後も給水人口5,000人以下	補助対象
	上記以外	補助対象	補助対象

平成29年度～

上水道	統合上水道における旧簡易水道施設の整備	補助対象 (※4)	経営が厳しい事業に限り補助対象 (※5)
	上記以外	水源開発、水道施設耐震化、広域化等について補助対象	水源開発、水道施設耐震化、広域化等について補助対象

- ※1 当初、平成28年度までの期限とされていたが、令和元年度まで延長
- ※2 事業経営者が同一であって次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業。
(1) 会計が同一であるもの。(2) 水道施設が接続しているもの。(3) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- ※3 平成21年度までに統合計画を示した事業に限る
- ※4 統合計画に示された事業のうち、平成28年度までに終了しなかったもののみ
- ※5 他の水道施設から原則として200m以上の距離を有するもので、①当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ②当該施設の有収水量あたりの事業費が平均以上の事業

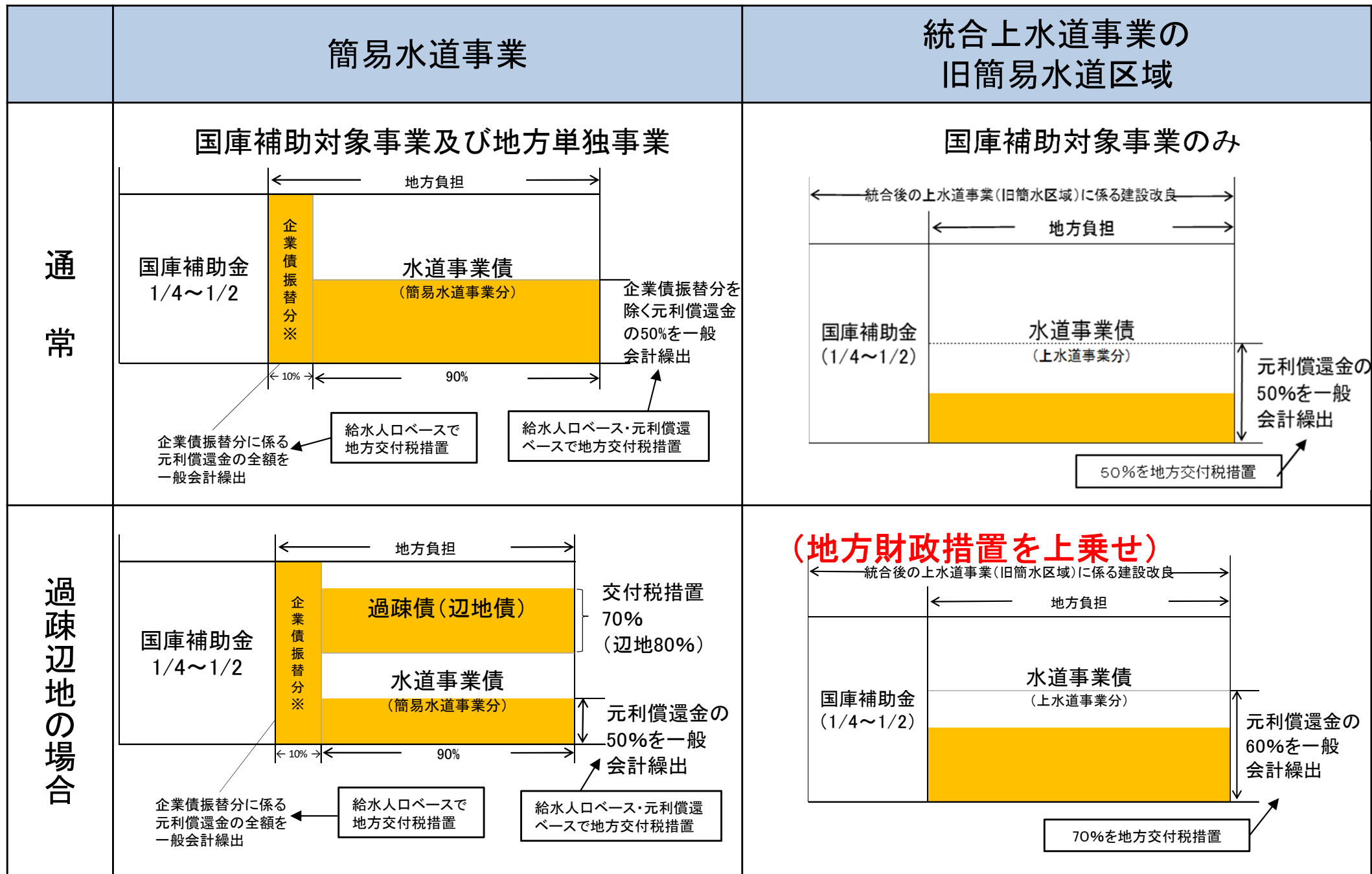
簡易水道事業・上水道事業の建設改良に係る地方財政措置について

	簡易水道事業	上水道事業		
		旧簡易水道区域 (過疎・辺地) H29～	旧簡易水道区域 (通常) H22～	左記以外
対象事業	国庫補助事業 及び 地方単独事業	国庫補助事業 のみ	国庫補助事業 のみ	—
一般会計 からの 繰出基準額	元利償還額の 55%	元利償還額の 60%	元利償還額の 50%	原則なし(※2)
交付税措置	繰出額の全額を 給水人口及び元 利償還に応じて 交付税措置(※1)	繰出額の 70% を 交付税措置	繰出額の 50% を 交付税措置	原則なし(※2)
過疎債	1/2まで充当可能 (元利償還額の 70% を交付税措置)	充当不可		

(※1) 34.75%について給水人口ベースで交付税措置、20.25%について元利償還ベースで交付税措置

(※2) 水源開発、災害対策、広域化等に係るものについては、地方財政措置あり

簡易水道事業・統合上水道事業の建設改良に係る財政措置について



※ 建設改良時に一般会計から繰出すこととされていたが、平成14年度より一般会計の厳しい財政事情を踏まえ、企業会計が一旦企業債として起債し、元利償還金を一般会計から繰出すこととされた。

高料金対策に要する経費

【措置の概要】

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部に対して地方財政措置を講じている。

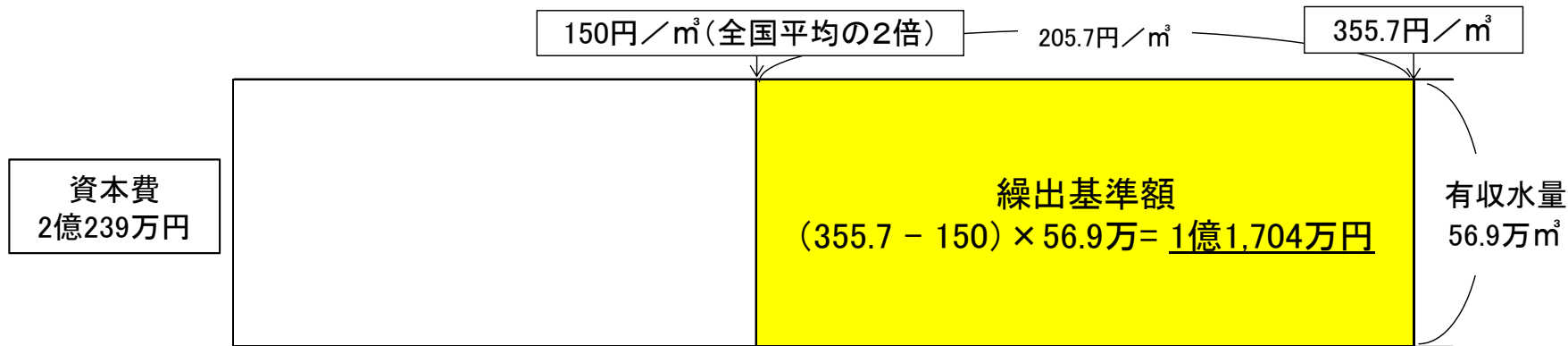
【対象団体要件】

上水道：① 資本費 150円/㎡以上(全国平均(75円)の2倍) ② 供給単価※ 181円/㎡以上(全国平均) ③ 給水原価 263円/㎡以上
 簡易水道：① 資本費 153円/㎡以上(全国平均) ② 供給単価 176円/㎡以上

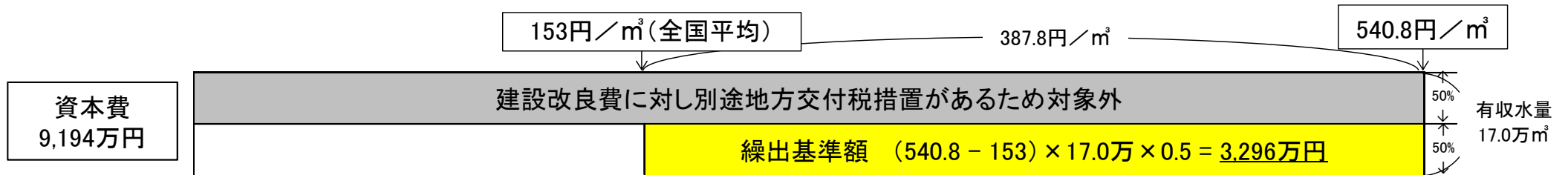
※ 供給単価が全国平均未満の上水道高料金対策対象事業は、令和元年度から令和3年度まで繰出基準額を段階的に割り落とすこととし、令和4年度以降は高料金対策の対象外とする。

【計算例】

【上水道】 (A市の例: 資本費355.7円/㎡、有収水量56.9万㎡)



【簡易水道】 (B町の例: 資本費540.8円/㎡、有収水量17.0万㎡)



繰出額の8割を交付税措置

※簡易水道のみ上記に加え海水淡水化施設を保有する場合の交付税措置あり

簡易水道事業統合に伴う高料金対策の激変緩和措置

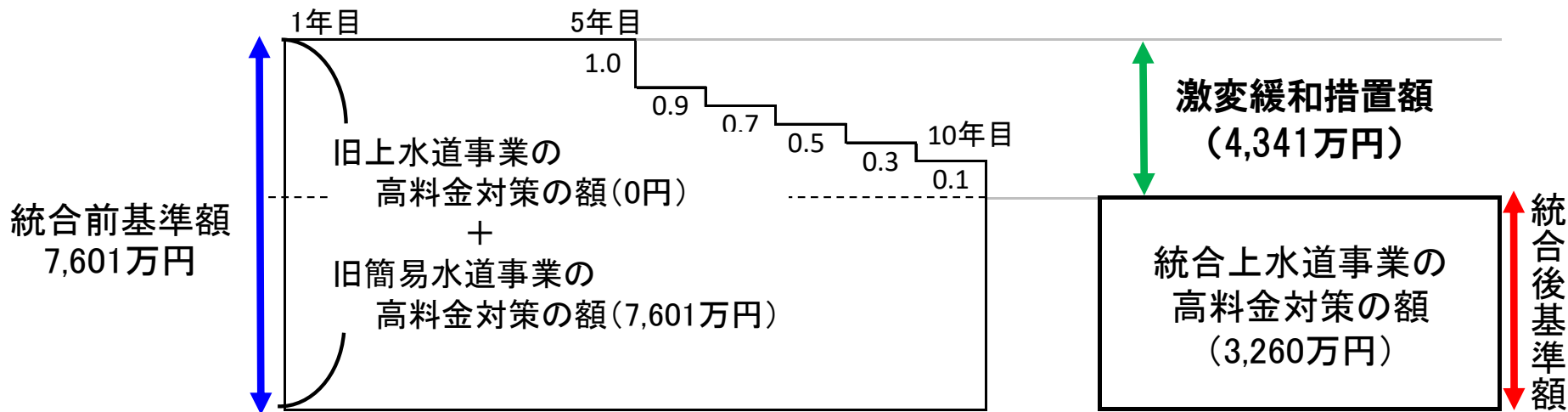
【措置の概要】

簡易水道統合を推進するため、平成27年度以降に簡易水道を統合した団体を対象とし、統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合後の翌年度から10年間、地方財政措置を講じている。(6年目以降、段階的に縮減)。

【計算例】

(例:A市の場合)

	旧上水	旧簡水	⇒	統合後上水
資本費(円/㎡)	114	299.5		163.2
年間総有収水量(千m ³)	1,420	1,038		2,458
高料金対策額(万円)	0	7,601		3,260
				(=(299.5-153)*1038*0.5) (=(163.2-150)*2458)



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]

1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

地方公共団体からの要望について

地方公共団体からの要望について

- 地方公共団体からの主な要望は、以下の3点。
 - ① 統合上水道について、簡易水道事業と同等の繰出基準とすること及び簡易水道事業債の元利償還金と同等の交付税措置を行うこと。
 - ② 統合上水道の旧簡易水道施設について、過疎・辺地対策事業債の対象事業に追加すること。
 - ③ 統合上水道の旧簡易水道施設に対する繰出基準について、国庫補助対象事業を前提としている要件を緩和すること。

日本水道協会（R元. 11）

- 簡易水道事業を統合した水道事業者については、有効な財源確保のため、引き続き簡易水道事業繰出基準と同等の繰出基準及び簡易水道事業債の元利償還金に係る交付税措置を適用されたい。
- 統合後の簡易水道施設整備に対する繰出基準について、過疎及び辺地の場合を含め、国庫補助対象事業を前提としている要件を緩和されたい。
- 過疎対策事業債及び辺地対策事業債については、簡易水道事業を統合した上水道事業まで対象を拡大されたい。
- 旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金については、統合後6年目以降も減額することなく継続され、11年目以降も継続されたい。

全国簡易水道協議会（R元. 6）

- （前略）複数の簡易水道が統合した小規模水道や上水道と統合した旧簡易水道については、これまでと同様、過疎・辺地対策事業債、出資債を継続するとともに、繰出基準の拡充、公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施を強く要望する。

地方公共団体からの要望について

全国過疎地域自立促進連盟（R元. 6）

- 過疎地域における水道事業の経営安定化のため、上水道事業の整備に対する財政措置を簡易水道事業並に拡大するとともに、高料金対策への支援の充実を図ること。

奈良県簡易水道協会（R元. 11）

- 簡易水道事業については、過疎・辺地対策事業債の対象事業とされていますが、上水道については、収益性を考慮のうえ対象事業から除外とされています。奈良県内にも、旧簡易水道区域を含む不採算な条件の下での経営を余儀なくされている上水道が存在するため、簡易水道の統合を行った上水道における旧簡易水道施設について、過疎・辺地対策事業債の対象事業に追加することを要望します。

鳥取県自治体代表者会議（R元. 8）

- 上水道統合後の簡易水道施設整備に対する繰出基準について、国庫補助対象事業を前提としている要件を緩和すること。
- 現在、辺地地域及び過疎地域の飲料用水供給施設・簡易水道施設の整備に限定されている辺地債及び過疎債の対象について、簡易水道事業を統合した上水道事業まで拡大すること。

岡山県高梁市（R元. 11）

- 統合後の旧簡易水道施設の整備費等について、統合後も簡易水道等施設整備費の対象とするとともに、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の対象とすること。
- 統合後の旧簡易水道の整備事業等に係る起債の元利償還金について、引き続き簡易水道基準と同等の繰出基準及び交付税措置を適用すること。

地方団体からの要望について

和歌山県水道協会・日本水道協会和歌山県支部（R元. 11）

- 水道の基盤強化を図るため、平成19年度以降に上水道と統合した旧簡易水道等に対して、簡易水道等施設整備費国庫補助の従前制度の継続と、過疎対策事業債や辺地対策事業債の対象とすること。

長崎県川棚町ほか（R元. 8）

- 上水道と統合した旧簡易水道の高料金対策繰出金への交付税措置の従前制度の継続。
- 上水道と統合した旧簡易水道の簡易水道事業債の元利償還金に係る交付税措置の従前制度の継続。

上水道事業(統合上水道含む)と簡易水道事業の経営状況

上水道事業(統合上水道含む)及び簡易水道の経営状況の比較

- 統合上水道の経営状況は、上水道と比較し、**平均給水人口が少なく、平均1人当たりの管路延長が長い**。平均給水原価、平均料金回収率については、上水道とほぼ同じ。
- 簡易水道の経営状況は、上水道と比較し、**給水原価が高く、料金回収率が低い**。

	団体数	平均 料金単価 (円)	平均 給水原価 (円)	平均 料金回収率 (%)	平均 給水人口 (人)	平均 管路更新率 (%)	平均 1人あたり 管路延長 (m/人)
上水道	1,269	173.6	166.7	104.2	96,303	0.70	5.87
うち 統合上水道 以外	782	173.6	165.6	104.8	112,687	0.79	4.72
うち 統合上水道	487	173.8	169.4	102.6	69,994	0.58	8.85
簡易水道 (非適)	510	161.1	296.6	54.3	3,262	0.54	29.46

※1 平均は加重平均で算出

※2 料金回収率とは、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、計算式は「料金単価/給水原価」。なお、給水原価は、法適用事業は減価償却費で、法非適用事業は地方債償還金により算出。

(出典)平成30年度地方公営企業決算状況調査

統合上水道の経営状況の比較

- 統合パターン別の経営状況を見ると、「簡+簡=上」パターンの団体は、平均給水人口が少なく、給水原価が高い。また、料金回収率が100%を下回っている。
- 「簡+上=上」（簡水併存）パターン・「簡+上=上」パターンについては、料金回収率は100%を上回っている。一方で、高料金対策の対象となっている団体も存在。

統合パターン	団体数	平均 料金単価 (円)	平均 給水原価 (円)	平均 料金回収率 (%)	平均 給水人口 (人)	平均 管路更新率 (%)	平均 1人あたり 管路延長 (m/人)
簡+簡=上	34	177.6	297.0	59.8%	9,306	0.47%	26.95
簡+上=上 (簡水並存)	94	166.4	154.9	107.5%	62,340	0.55%	8.71
簡+上=上	359	175.3	171.0	102.5%	77,746	0.59%	8.67
うち 高料金対策 対象団体	43	249.7	327.5	76.2%	27,559	0.43%	17.80
(参考) 上水道全体 【再掲】	1,269	173.6	166.7	104.2%	96,303	0.70%	5.87

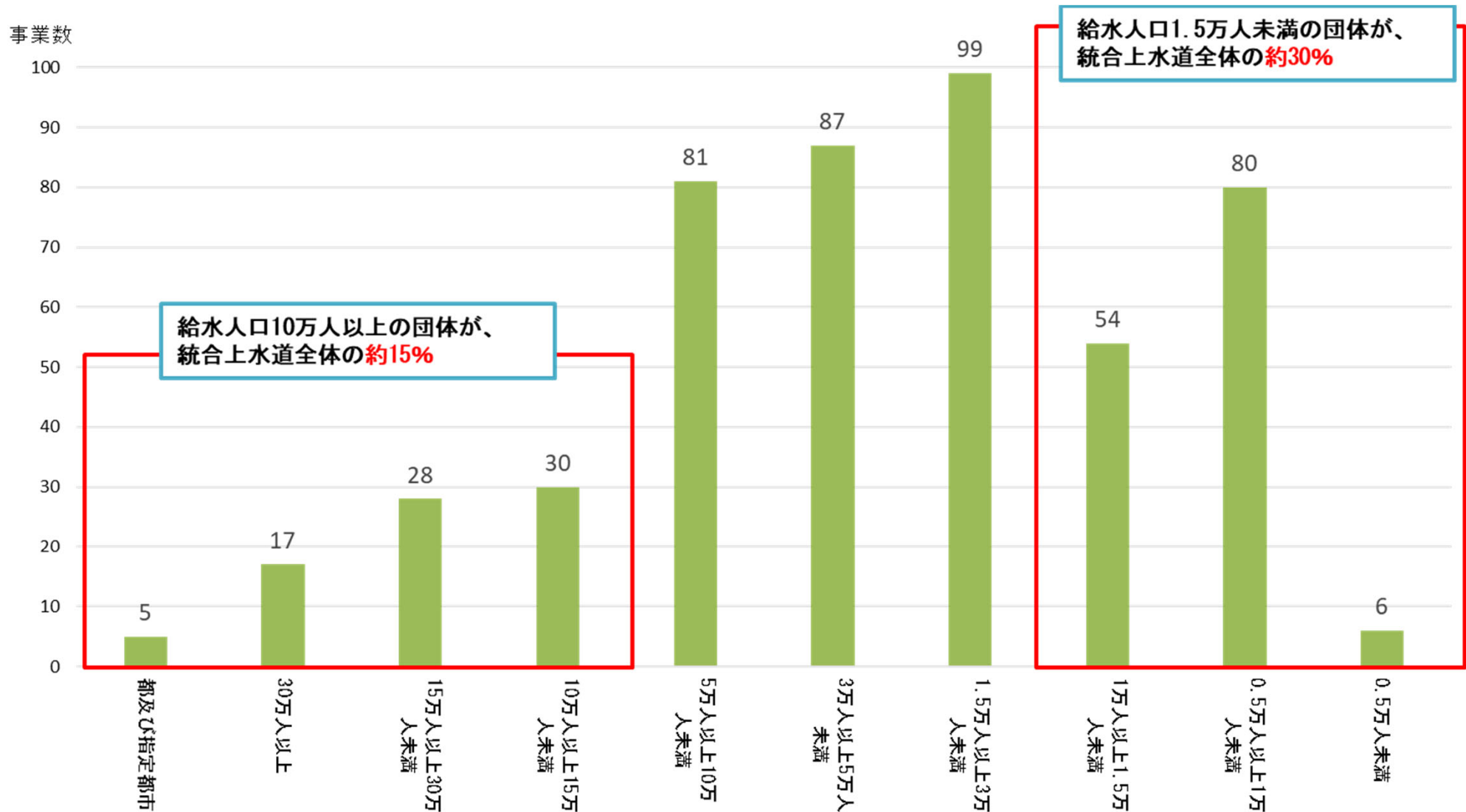
※1 平均は加重平均で算出

※2 料金回収率とは、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、計算式は「料金単価/給水原価」。

(出典) 平成30年度地方公営企業決算状況調査

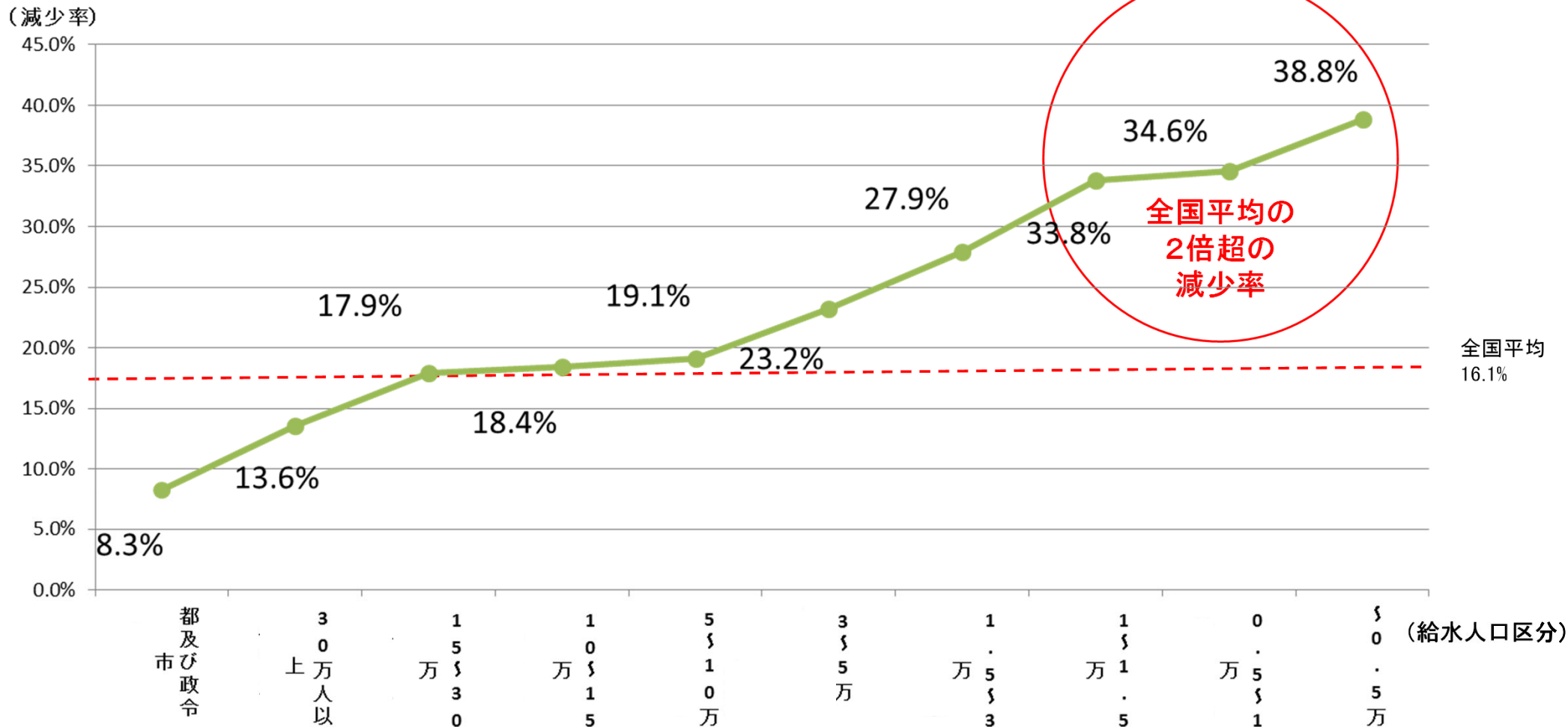
統合上水道の給水人口規模別の団体数

- 給水人口規模1.5万人未満の団体が約30%を占めており、規模が比較的小さい団体が多い。
- 一方で、給水人口10万人以上の団体も約15%ある。



給水人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)

○ 規模の小さな団体ほど、人口減少率が高くなっている。

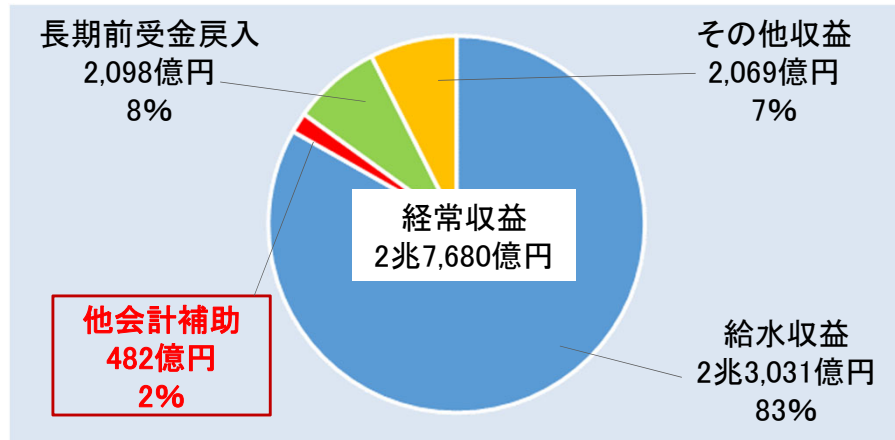


- ※ 2010年から2040年の人口減少率
- ※ 減少率は各給水人口区分内の団体の単純平均
- ※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、推計の対象外としている

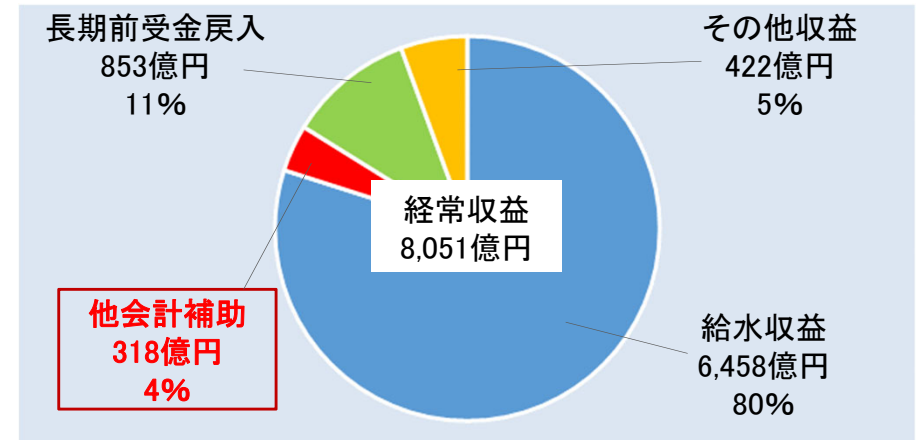
平成30年度地方公営企業決算状況調査(経常収益)

○ 上水道全体と比べ、統合上水道・簡易水道は、経常収益に占める他会計繰入金の割合が大きい。

1、上水道事業 1,269事業

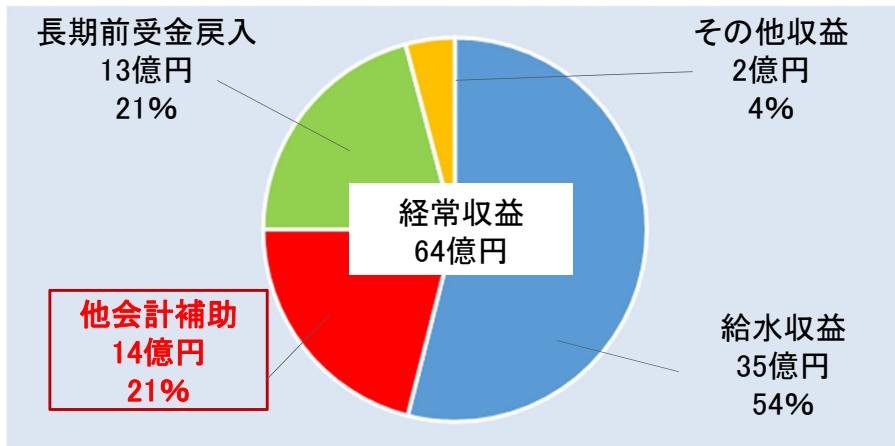


2、1のうち統合上水道(※1) 487事業

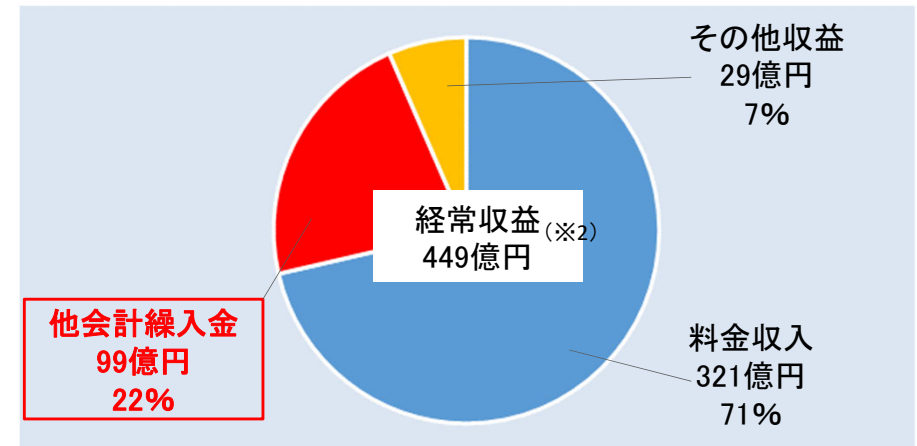


※1 複数の簡易水道事業が事業統合して設置された上水道事業
又は簡易水道事業が事業統合された上水道事業

(参考) 簡易水道事業(法適用)34事業

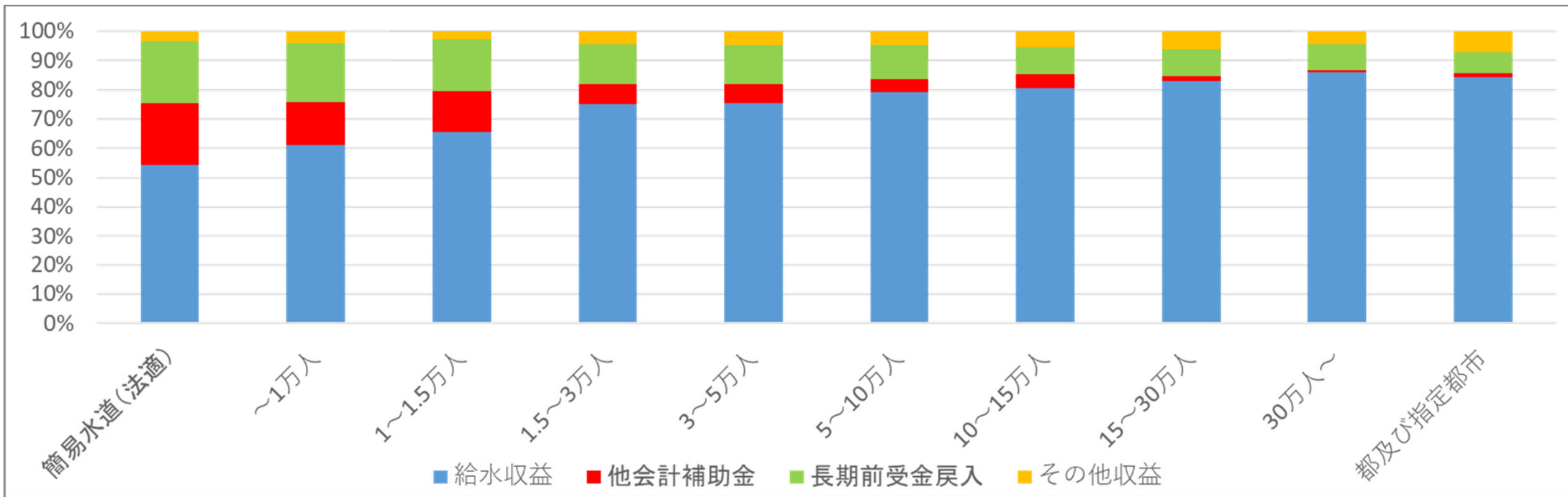


(参考) 簡易水道事業(法非適用)510事業



※2 法非適用であるため本来は総収益であるが、この資料内では経常収益と文言を統一する。

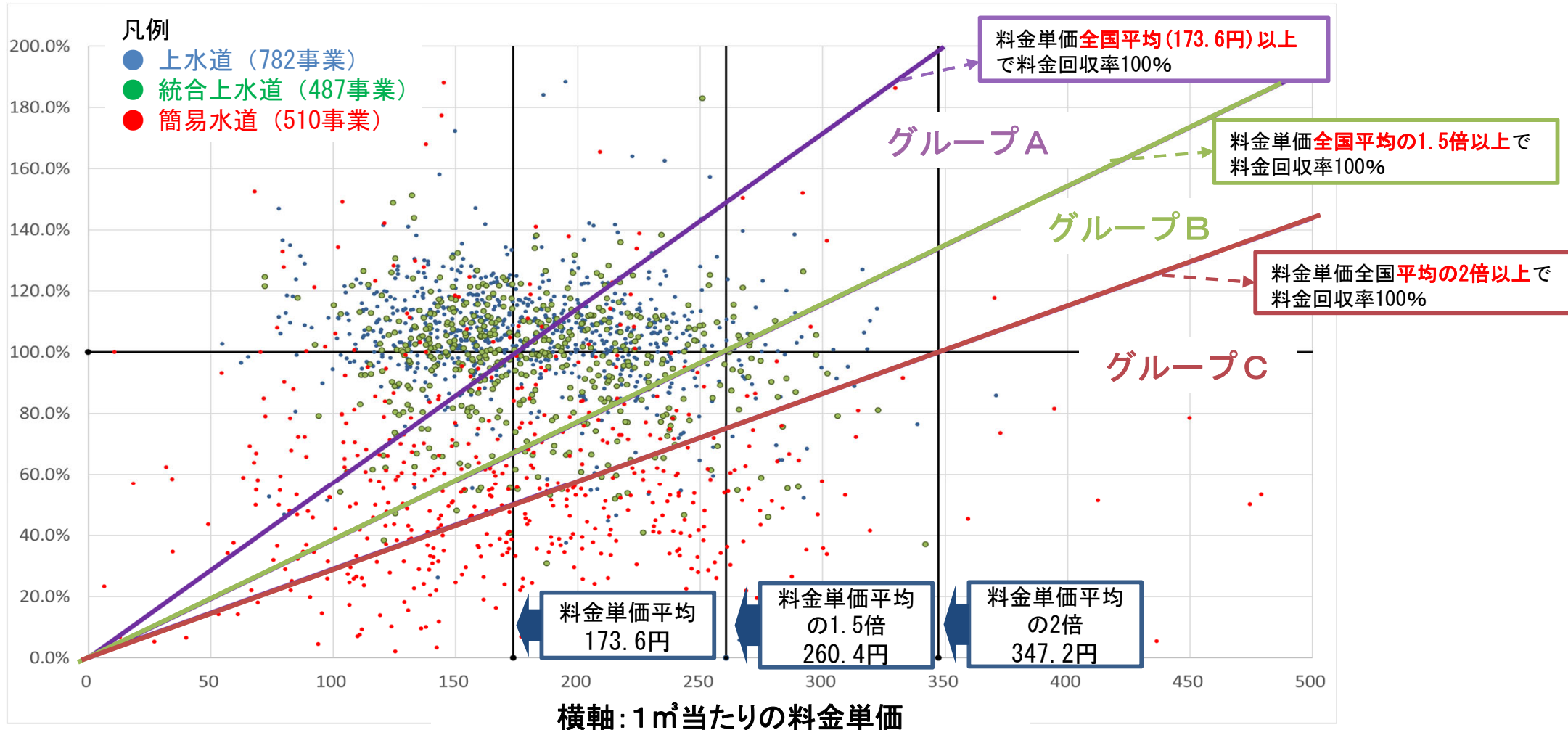
統合上水道の給水人口規模別の経常収益の内訳



	簡易水道 (法適)	~1万人	1~1.5万人	1.5~3万人	3~5万人	5~10万人	10~15万人	15~30万人	30万人~	都及び 指定都市
事業数	34	86	54	99	87	81	30	28	17	5
経常収益(平均) (億円)	1.9	2.7	4.1	5.8	10.0	17.8	28.7	49.0	92.0	183.5
有収水量(平均) (万m ³)	56	39.7	145	240	436	799	1,309	2,204	4,548	10,293
経常収益に占める給 水収益の割合(%)	54.4	61.1	65.4	75.0	75.6	79.0	82.9	82.9	85.8	84.3
経常収益に占める他会 計補助金の割合(%)	21.2	14.7	14.0	6.9	6.3	4.6	4.7	1.9	0.9	1.3
経常収益に占める長期前 受金戻入の割合(%)	21.0	20.0	17.8	13.6	13.3	11.7	9.3	9.1	8.6	7.3
経常収益に占めるその 他収益の割合(%)	3.5	4.2	2.9	4.5	4.9	4.8	5.4	6.2	4.6	7.1

料金単価と料金回収率の関係について

- 下図は、各水道事業における現在の料金単価と料金回収率の関係を示している。紫色の線の右側の団体は、現在の料金単価では、給水原価を回収できていないことを示す。
- **グループA**は全国平均に、**グループB**は全国平均の1.5倍に、**グループC**は全国平均の2倍に料金単価を引き上げたとしても給水原価を回収ができない団体であり、経営環境が厳しい。



A

- ・ 上水道 273事業 (35%)
- ・ 統合上水道 191事業 (39%)
- ・ 簡易水道 94事業 (18%)

B

- ・ 上水道 53事業 (7%)
- ・ 統合上水道 59事業 (12%)
- ・ 簡易水道 89事業 (17%)

C

- ・ 上水道 23事業 (3%)
- ・ 統合上水道 24事業 (5%)
- ・ 簡易水道 220事業 (43%)

(出典)平成30年度地方公営企業決算状況調査